

## 茨木市高齢者はつらつバス供与事業実施要綱

### (目 的)

第1 この要綱は、茨木市（以下「市」という。）が高齢者の団体（以下「団体」という。）に対して、茨木市高齢者はつらつバス（以下「はつらつバス」という。）の供与を行うことにより、高齢者の生きがいと相互の親睦並びに教養の向上を図り、もって高齢者福祉の充実に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第2 市は、この事業遂行のため、バス会社又は観光会社（以下「バス会社等」という。）から大型貸切バスを確保し団体に供与する。

### (運行日)

第3 はつらつバスの運行日は、月曜日から金曜日までの間とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月28日から翌年1月3日まで）は除く。

### (供与の対象)

第4 この事業の対象は、次に該当する本市内の団体とする。

- (1) 茨木市老人クラブ連合会
- (2) 茨木市単位老人クラブ
- (3) その他市長が適当と認めるもの

### (供与の方法)

第5 はつらつバスの供与は、無償とする。

- 2 はつらつバスの配車台数は、原則として、5月、6月、10月及び11月にあつては、1日あたり2台以内とし、その他の月は、1日あたり3台以内とする。
- 3 1団体に対するはつらつバスの年間供与台数は、原則として1台とする。ただし、1団体の参加者がバスの定員数を上回るときは協議を行うものとし、茨木市老人クラブ連合会については、年間事業計画に基づき配車し、優先供与を行う。

### (はつらつバス使用の申込み)

第6 はつらつバス使用の申込みは、使用予定日の前々月の初日（以下「受付開始初日」

という。)から末日までの間に茨木市高齢者はつらつバス使用申込書(様式第1号)により市長に申込まなければならない。ただし、受付開始初日が市の休日に当たる場合は、その翌日とする。

- 2 前項の申込みにおいて、受付開始初日の午前9時から午前10時までの間に、同一の運行日に配車台数を超える数の団体から使用申込みがある場合は、抽選により、申込順位を決め、この順位にしたがいはつらつバス使用の申込みをするものとし、抽選終了後の申込みは、先着順とする。

(供与の決定等)

第7 市長は、第6の申込みがあったときは、審査のうえ供与を決定し、茨木市高齢者はつらつバス使用許可書(様式第2号)を申込団体に対し交付するものとする。

- 2 市長は、前項の供与の決定に当たっては、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 運行時間は、午前9時から午後5時までとする。

- (2) 乗車人員は、49人以内とする。(運転手、ガイド含む。)

- (3) 運行距離は、おおむね往復300キロメートル以内とし、申込時の行先及び運行経路外の使用は、認めない。

- (4) バス借上げ料以外の料金については、使用団体において負担するものとする。

- (5) 団体の使用責任者は、はつらつバス使用中バス会社等の責めに帰すべき事由以外の事故に対しては、すべて責任を負わなければならない。

- (6) はつらつバス乗車中は、乗務員の指示に従わなければならない。

(使用の取消し等)

第8 団体が使用許可後に使用の取消しをしようとする場合は、使用日の7日前までに、茨木市高齢者はつらつバス使用辞退届(様式第3号)により、市長へ届け出なければならない。また、使用日を変更しようとする場合は、新たに申込手続をしなければならない。

- 2 前項に規定する使用辞退届を、正当な理由がなく怠った場合は、はつらつバスを使用したものとみなす。

(供与決定の取消し)

第9 市長は、申込団体に虚偽の申請があったときは、供与決定を取り消すことができる。

(その他)

第10 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年3月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要項による改正前の茨木市老人バス供与事業実施要綱第7に行われた使用許可は、この要綱による許可とみなす。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

# 茨木市高齢者はつらつバス使用申込書

年 月 日

(申込先) 茨木市長

申込者住所

団 体 名

代表者氏名

次のとおりはつらつバスの使用を申込みます。なお、使用にあたっては別紙注意事項を守ることを確約します。

使用目的			
使用日時	年 月 日 ( 曜日 )	出発時間午前	時 分
		帰着時間午後	時 分
行先経路 目的地			
乗車人員	人	当 日 集合場所	
使用当日 責任者	住 所 氏 名	(電話	— )
集合場所略図 (めじるしをはっきり書いてください。)	(備 考)		
バスガイドの希望有無	有 ・ 無		

茨木市高齢者はつらつバス使用許可書

年 月 日

様

茨 木 市 長

次のとおり条件を付してはつらつバスの使用を許可します。

使用目的			
使用日時	年 月 日 ( 曜日)	出発時間午前	時 分
		帰着時間午後	時 分
行先経路 目的地			
乗車人員	人	当 日 集合場所	
使用当日 責任者	住 所 氏 名 (電話 — )		
バスガイドの利用の有無			
供 与 条 件			
<p>1 運行時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。</p> <p>2 運行距離は、おおむね往復300キロメートル以内とし、申込時の行先及び運行経路外の使用は認めない。</p> <p>3 乗車人員は49人以内とすること。(運転手、ガイド含む)</p> <p>4 バス借上料以外の料金については、使用団体において負担すること。</p> <p>5 団体の使用責任者は、はつらつバス使用中、バス会社等の責めに帰すべき事由以外の事故に対しては、すべて責任をもって処理すること。</p> <p>6 はつらつバス乗車中は、乗務員の指示に従うこと。</p> <p>7 申込書に虚偽の申請があるときは、使用許可を取り消す場合がある。</p> <p>8 使用許可後使用の取消し、又は、使用日時等の変更があるときは、直ちに届け出ること。</p>			

様式第3号

年 月 日

(申請先) 茨木市長

所在地  
団体名  
代表者名

印

茨木市高齢者はつらつバス使用辞退届

茨木市高齢者はつらつバスの使用を次のとおり辞退します。

使用辞退日	年 月 日 ( 曜日)
申 込 の 行先経路 目的地	
辞 退 理 由	

受付印

